

ロマンス詐欺・SNS型投資詐欺への注意喚起と、 その被害回復を弁護士に依頼する際の留意点について

昨今、SNSやマッチングアプリで知り合った相手から、恋愛感情を利用して金銭をだまし取られるロマンス詐欺が急増しています。また、投資家その他の著名人などのかたって投資に勧誘され、出資金等様々な名目で金銭の支払いを要求された後、最終的に相手や投資サイトと連絡がとれなくなり出資金等が回収できなくなるという、いわゆるSNS型投資詐欺の被害も大幅に増えています。

SNSやマッチングアプリが利用されるため、このような被害は日本全国どこで起きてもおかしくありません。実際に、北海道内で発生した詐欺被害が、新聞等でも連日報道されています。

このようなロマンス詐欺・SNS型投資詐欺は、一旦支払ってしまうと、現実にはその被害を十分に回復することが難しい事案が少なくありません。まずは被害に遭わないことが一番ですので、十分にお気をつけください。

他方で、このようなロマンス詐欺・SNS型投資詐欺案件について

- ・ 出資したお金の返還交渉を弁護士に委任し、着手金を支払ったが高額過ぎる
- ・ 弁護士に高額の手続き金を支払ったものの、事務員が対応するのみで進展がない
- ・ 弁護士に委任した後、委任契約の解除を求めたが対応してもらえない

といった相談が、全国の弁護士会の市民窓口にも数多く寄せられています。

一部の弁護士によるインターネット広告等を通じてロマンス詐欺・SNS型投資詐欺案件の被害回復を依頼される方が、事件の見通しに関する十分な説明を受けず、相当額の回収が得られるものと思い違いをしたまま、現実の回収見通しや業務内容に見合わない高額な着手金を支払うなどして、結果的に被害が拡大しているともいえるケースも発生しています（二次被害事案）。また、ロマンス詐欺・SNS型投資

詐欺案件を取り扱う旨の広告を行っている弁護士の中には、業者と提携し、業者が手配する事務員に処理を任せ、弁護士が案件の処理に直接かかわっていないというケースもあるようですが、事件の見通しに関する説明や着手金・報酬金の決定、委任契約書の締結などは弁護士にしかできません。

ロマンス詐欺・投資詐欺の被害に遭われ、被害の回復を弁護士に依頼しようとお考えの方は、依頼する予定の弁護士から事件の進め方、被害回復の可能性を含めた事件の見通し、これらを踏まえた着手金・報酬金の妥当性について、直接・十分な説明を受けたうえで、依頼をご検討していただくようお願いを申し上げます。

日本弁護士連合会も注意喚起を行っておりますので、ご参照ください。

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/consumer/01.html>

釧路弁護士会 会長 佐々木 涼 太